

## 随 意 契 約 理 由

令和 4 年 (2022 年) 9 月 30 日

契約担当課名	魅力文化創造課
契約名称	「豊中まちなかクラシック」演奏等委託業務
契約内容	豊中市内における寺院や教会、オーケストラハウスでの演奏会の制作及び演奏の業務
契約締結日 及び契約期間	令和 4 年 (2022 年) 9 月 30 日 令和 4 年 (2022 年) 10 月 1 日～令和 5 年 (2023 年) 1 月 31 日まで
契約の相手方 (所在地・地名)	(公財) 日本センチュリー交響楽団 (豊中市岡町 1-1 きたしん豊中ビル 6 階)
契約金額	4,122,800 円 (税込)
随意契約理由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当) 「豊中まちなかクラシック」事業は、歴史的建造物などを会場に質の高い音楽に触れる機会を提供することにより、音楽あふれるまちの実現と本市のブランドイメージの向上をめざした事業である。 日本センチュリー交響楽団は本市に拠点を置く唯一のプロオーケストラであり、「豊中まちなかクラシック」事業の本格的な演奏にふさわしい高度な演奏技術を有している。同事業を受託し得る事業者は同楽団に限られるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うものである。